

第112回 苫小牧市都市計画審議会

報告事項 苫小牧圏都市計画市場の変更について

1. 都市計画市場とは

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設を都市施設と位置付けており、道路、公園、下水道、ごみ焼却場、市場、と畜場、火葬場等があります。

これらの施設は、都市計画に定めることにより、区域の明確化、土地利用や各都市施設間の調整、住民の合意形成の促進等の意義があります。

都市施設のうち卸売市場、火葬場、ごみ焼却場等については、建築基準法において都市計画決定していなければ、新築や増築してはならないと規定されており、本市の卸売市場もこれら関係法令に基づき都市計画市場として都市計画決定しています。

2. 変更理由及び変更内容

民間活力の導入により効率的な運営を図るため、花卉市場の民間委譲が実施されたことから、都市計画市場の名称を変更します。

